

発明振興法施行令

制定 1994.09.09 大統領令第 14376 号	改正 2012.06.21 大統領令第 23866 号
改正 1996.03.28 大統領令第 14959 号	改正 2012.12.21 大統領令第 24247 号
改正 1997.12.31 大統領令第 15598 号	他法改正 2013.03.23 大統領令第 24439 号
改正 1999.02.26 大統領令第 16133 号	一部改正 2013.09.17 大統領令第 24753 号
改正 2001.06.27 大統領令第 17254 号	他法改正 2013.12.04 大統領令第 24890 号
改正 2003.03.12 大統領令第 17935 号	他法改正 2013.12.30 大統領令第 25050 号
改正 2004.03.17 大統領令第 18312 号	他法改正 2014.01.07 大統領令第 25067 号
改正 2005.06.30 大統領令第 18903 号	一部改正 2014.01.28 大統領令第 25120 号
改正 2006.06.12 大統領令第 19507 号	他法改正 2014.07.21 大統領令第 25495 号
改正 2006.06.12 大統領令第 19513 号	他法改正 2014.12.09 大統領令第 25840 号
改正 2006.09.04 大統領令第 19672 号	一部改正 2015.11.18 大統領令第 26647 号
全文改正 2007.09.10 大統領令第 20264 号	一部改正 2016.04.28 大統領令第 27114 号
改正 2008.02.29 大統領令第 20729 号	他法改正 2016.06.21 大統領令第 27230 号
改正 2009.04.30 大統領令第 21461 号	他法改正 2016.06.21 大統領令第 27252 号
改正 2009.09.15 大統領令第 21732 号	他法改正 2016.12.30 大統領令第 27751 号
改正 2010.05.04 大統領令第 22151 号	一部改正 2017.06.02 大統領令第 28093 号
改正 2010.07.26 大統領令第 22309 号	他法改正 2017.09.15 大統領令第 28292 号
改正 2010.12.09 大統領令第 22515 号	他法改正 2017.12.12 大統領令第 28471 号
改正 2011.09.29 大統領令第 23169 号	一部改正 2018.05.28 大統領令第 28909 号
改正 2012.01.06 大統領令第 23488 号	

第1条(目的) この令は、「発明振興法」で委任された事項とその施行に関して必要な事項を規定することを目的とする。

第1条の2(産業財産権サービス業) 「発明振興法」(以下“法”という。)第2条第9号ホ目の“大統領令で定める業”とは次の各号の業をいう。

1. 産業財産権関連教育・商談・諮問・広報業
2. 産業財産権関連金融業
3. 産業財産権関連調査・統計業

第2条(発明振興補助金の支給対象) 特許庁長は、法第4条第1項によって次の各号のいずれか一つに該当する事業に対して発明振興補助金(以下“補助金”という)を支給することができる。

1. 発明奨励のための行事の開催及び参加
2. 発明の創出・保護及び活用のための調査・研究
3. 地域別発明の創出及び活用促進

4. 学生及び女性の発明活動促進
5. 優秀発明人力の養成
6. 発明と関連された国内外産業財産権紛争及び海外出願・登録費用の支援
7. 社会的弱者の発明促進のための無料弁理サービスの支援
8. 発明の評価支援
9. 発明関連技術・製品の取り引き及び事業化支援

第3条(補助金の支給申請) ①第2条によって補助金の支払いを受けようとする者は、別紙第1号書式の発明 振興補助金支給申請書に次の各号の書類を添付して特許庁長に提出しなければならない。この場合、特許庁長は「電子政府法」第36条第1項による行政情報の共同利用を通じて申請人の**法人登記事項証明書**(法人の場合に限る)を確認しなければならない。

1. 事業計画書
 2. 収支予算書
 3. 法第4条第1項各号による補助金支給対象者であることを証明する書類
- ② 特許庁長は補助金支給事務を遂行するために不可避な場合には、第1項によって提出された書類に含まれた「個人情報保護法施行令」第19条第1号による住民登録番号が含まれた資料を処理することができる。

第4条(補助金の支給決定等) ①特許庁長は、第3条による申請に対して補助金を支給することに決定した時には、支給条件を付けて補助金支給通知書を出す。

②補助金支給通知書を受けた者は、その事業計画を変更しようとする時には、その理由と予算書を添付して予め特許庁長の承認を得なければならない。

③特許庁長は、第2条各号による事業を効率的に推進するために補助金を分割して支給し、または一時に支給することができる。

第5条(発明教育センターの設置) 削除

第6条(発明教育センターの運営支援等) 削除

第6条の2(発明教育センターの指導教師) 削除

第6条の3(発明教育センター教育実績資料の作成・管理等) 削除

第6条の4(研究ノート専門機関の指定基準等) ①特許庁長は次の各号の要件をすべて備えた機関又は団体を法第9条の2第2項の規定による「科学技術基本法」による国家研究開発事業の遂行過程で研究過程及び研究成果を記録した資料(以下“研究ノート”という。)の活用を促進する事業を代行する専門機関又は団体(以下“研究ノート専門機関”という。)として指定することができる。

1. 法第9条の2第1項各号の事業に必要なデータベース及び電子研究ノートシステムの構築に必要な電算装備を備えること
2. 法第9条の2第1項各号の事業を遂行したか、類似した経験がある専任人材を2名以上保有すること
3. 法第9条の2第1項各号の事業を遂行するのに必要な業務手続及び処理基準を備えること

②研究ノート専門機関として指定受けようとする者は、別紙第2号書式の研究ノート専門機関の指定申請書に第1項各号の要件を備えていることを証明することができる書類を添付して特許庁長に提出しなければならない。

③第2項の規定による書類の提出を受けた特許庁長は、研究ノート専門機関として指定するのに適していると認められる場合には、別紙第3号書式の研究ノート専門機関指定書を発行しなければならない。この場合、特許庁長は研究ノート専門機関指定の事実を遅滞なく特許庁インターネットホームページに掲載しなければならない。

④第1項各号の規定による電算装備、専任人材、業務手続および処理基準の細部基準、その他に研究ノート専門機関の指定及び運営に必要な事項は特許庁長が定めて告示する。

第6条の5(研究ノート専門機関に対する行政処分基準等) ①法第9条の2第4項の規定による研究ノート専門機関に対する行政処分の基準は、別表1のとおりである。

②特許庁長は法第9条の2第4項の規定により研究ノート専門機関の指定を取消するか、その業務又は事業を停止した場合には遅滞なく、その事実を特許庁インターネットホームページに掲載しなければならない。

第6条の6(職務発明補償優秀企業選定及び支援等) ①法第11条の2第1項の規定による職務発明補償優秀企業になろうとする企業は特許庁長に申請しなければならない。

②特許庁長は第1項の規定により、申請した企業が次の各号の基準を全て備えた場合には、職務発明補償優秀企業に選定することができる。

1. 職務発明補償に関する契約または勤務規定を締結または作成して、これを移行・順守すること、この場合契約または勤務規定には次の各号の事項が全て含まなければならない。

イ. 職務発明に対する権利の承継手続き

ロ. 職務発明に対する補償形態及び補償額決定基準等、補償手続に関する事項

ハ. 職務発明に対する権利の承継及び補償に関する異議申立・審議・調整または仲裁に関する事項

2. 第1項の規定により申請した日から過去2年以内に職務発明に対して補償(非金銭的補償を含む)をした事実があること

3. 「中小企業基本法」第2条の規定による中小企業または「中堅企業成長促進及び競争力強化に関する特別法」第2条第1号の規定による中堅企業に該当すること

③特許庁長は第2項の規定による職務発明補償優秀企業選定時、知識財産関連民間専門家の意見を聞くことができる。

④特許庁長と中央行政機関の長は第2項の規定により選定された職務発明補償優秀企業に対して、次の各号の支援(中央行政機関の長は第3号の支援のみ該当する)をすることができる。

1. 「特許法」第61条、「実用新案法」第15条または「デザイン保護法」第61条の規定による優先審査

2. 「特許法」第79条、「実用新案法」第16条または「デザイン保護法」第79条の規定による特許料、実用新案登録料またはデザイン登録料の減免

3. その他に職務発明補償制度の活性化のために必要と認められる行政的・財政的支援事業

⑤第1項から第4項までに規定した事項以外に職務発明補償優秀企業の申請、選定及び支援等に必要な詳細的事項は特許庁長が定めて告示する。

第7条(承継可否の通知期間) 法第13条第1項本文で“大統領令で定める期間”とは、法第12条による通知を受けた日から4ヶ月以内をいう。

第7条の2(協議するか同意を受けなければならない従業員等の範囲等) ①使用者・法人又は国家や地方自治団体(以下“使用者等”という。)が法第15条第3項の規定により、協議するか同意を受けなければならない従業員、法人の役員又は公務員(以下“従業員等”という。)の範囲は次の各号の区分に従う。

1. 協議:新たに作成するか変更しようとする補償規定の適用を受けられる従業員等(変更前から適用されている従業員等を含む。)の過半数
 2. 同意:不利に変更しようとする補償規定の適用を受けている従業員等の過半数
- ②使用者等は、新たに作成するもしくは変更する補償規定(不利に変更する補償規定を含む。)を適用しようとする日の15日前まで補償形態と補償額を決定するための基準および支給方法等に関して従業員等に知らせなければならない。
- ③使用者等は、法第15条第3項の規定により協議するか同意を要請する場合、誠実な姿勢で臨まなければならない。

第7条の3(職務発明審議委員会の構成) ①法第17条第2項の規定により職務発明審議委員会(以下“審議委員会”という。)を構成する場合、使用者等を代表する委員(以下“使用者委員”という。)と従業員等(法人の役員は除く。以下この項において同じ。)を代表する委員(以下“従業員委員”という。)は、次の各号の要件を満たさなければならない。

1. 使用者委員:使用者または法人の代表者と使用者または法人の代表者が委嘱する者であること
 2. 従業員委員:従業員等が直接・秘密・無記名投票で選出した者であること
- ②法第17条第2項及び第18条第3項後段の規定による諮問委員は、使用者委員と従業員委員が合意して委嘱した者とする。
- ③法第18条第3項の規定による審議委員会の使用者委員と従業員委員の数は、各々3名以上でなければならない。ただし、常時勤務する従業員の数が30名未満の場合には、各々1名以上とすることができる。
- ④審議委員会に委員長を置き、委員長は使用者委員と従業員委員の中から互選する。この場合、使用者委員と従業員委員の各々1名を共同委員長とすることができる。

第7条の4(職務発明審議委員会の運営) ①委員長は審議委員会の会議を招集し、その議長となり、会議開催15日前に会議日時、場所及び議題等を各委員に通知し、審議関連資料を提供しなければならない。

- ②委員長は必要と認める場合、委員でない者を審査委員会に参席させ意見を聞くことができる。ただし、従業員等が法第18条第1項の規定により審議を要求した場合には、その従業員等の意見を聞かななければならない。
- ③審議委員会の会議は、使用者委員と従業員委員の各過半数の出席により開議し、出席委員(法第17条第2項及び第18条第3項後段の規定による諮問委員は除く。)過半数の賛成で議決する。
- ④審議委員会の会議は公開する。ただし、審議委員会の議決で公開しないこともある。
- ⑤審議委員会は、会議録を作成し、会議を開催した日から3年間保存しなければならない。ただし、審議委員会が活動終了等で会議録を保存することができない場合には、使用者または法人の代表者が会議録を保存しなければならない。
- ⑥第1項から第5項までに規定した事項以外に、審議委員会の運営等に必要な事項は、審議委員会の議決を経て委員長が定める。

第7条の5(諮問委員の派遣) ①法第18条第5項の規定により特許庁長に諮問委員の派遣を要請する使用者等は、

その旨と原因を記した要請書を提出しなければならない。

②特許庁長は、第1項の要請書を提出した使用者等が、「中小企業基本法」第2条の規定による中小企業ではない場合には、諮問委員を派遣しなくてもよい。

③特許庁長は、第1項の規定による要請書の提出を受け取った日から15日以内に諮問委員の派遣可否を決定して、使用者等に知らせなければならない。

④第1項から第3項までに規定する事項以外に諮問委員の派遣に必要な事項は、特許庁長が定めて告示する。

第8条(産業財産権情報化施行計画の樹立) ①特許庁長は、法第20条第1項によって樹立する産業財産権情報化推進計画(以下“推進計画”という)の円滑な施行のために、毎年4月30日までに産業財産権情報化施行計画(以下“施行計画”という)を樹立しなければならない。

②施行計画には、次の各号の事項が含まれなければならない。

1. 推進計画を施行するための事業(以下“細部事業”という)の推進方向
2. 細部事業の実施計画
3. 細部事業の費用及びその調達計画
4. その他、細部事業推進に必要な事項

第8条の2(産業財産権情報の提供等) ①削除

②特許庁長は、法第20条の2第1項後段によって「個人情報保護法」による個人情報の提供を制限しようとする場合には、あらかじめその制限基準を定めて特許庁のインターネットホームページ等に公告しなければならない。

③特許庁長が法第20条の2第2項によって受けることができる手数料は、原価算定結果を根拠として実費の範囲で定めなければならない。原価を算定するときには次の各号の事項を考慮しなければならない。

1. 産業財産権情報の提供等に必要な一般経費
2. 産業財産権情報の提供のための情報システムの開発及び維持・補修費用
3. 産業財産権情報の提供方法
4. その他、原価算定に必要と特許庁長が認める事項

④特許庁長は、第3項によって手数料の金額を定めて告示し特許庁のインターネットホームページを通じて知らせなければならない。

第8条の3(情報化専門機関の指定等) ①特許庁長は、次の各号の要件を全て備えた法人を、法第20条の3第1項による産業財産権情報化専門機関(以下“情報化専門機関”という)として指定することができる。

1. 産業財産権に関連された業務を遂行する非営利法人であること
2. 法第20条第2項各号の規定による産業財産権情報化に関する業務(以下“産業財産権情報化業務”という。)を遂行することができる専担組織と人材を確保していること
3. 産業財産権情報化業務を遂行した実績があること
4. その他、特許庁長が産業財産権情報化業務を遂行するのに必要と認める事項を備えていること

②情報提供専門機関として指定を受けようとする者は、情報化専門機関指定申請書に第1項各号の要件を備えた事実を証明することができる書類を添付して特許庁長に提出しなければならない。

③特許庁長は、情報化専門機関を指定したら、これを告示しなければならない。

④特許庁長は、第1項によって指定した情報化専門機関をして産業財産権情報を利用しようとする者から第8条の2第

4項による手数料を受けるようすることができる。

⑤第1項各号による専担組織及び人材の確保と産業財産権情報化業務遂行実績判断に関する細部的な基準と情報化専門機関の指定及び運営に必要な事項は、特許庁長が定めて告示する。

第8条の4(情報化専門機関に対する行政処分基準等) ①法第20条の3第3項の規定により情報化専門機関の指定取消または業務停止に関して、法第9条の2第4項を準用する場合、情報化専門機関に対する行政処分の基準は別表2のとおりである。

②特許庁長は、法第20条の3第3項の規定により情報化専門機関の指定を取消したり、その業務を停止した場合には、遅滞なくその事実を特許庁インターネットホームページに掲載しなければならない。

第8条の5(産業財産権活動等に対する実態調査) ①法第20条の6第1項の規定による実態調査には大学・研究機関および企業等に関する次の各号の事項が含まなければならない。

1. 知識財産活動のインフラに関する事項
2. 特許基盤の知識財産活動に関する事項
3. 知識財産創出および活用に関する事項
4. 知識財産保護に関する事項
5. 知識財産侵害および紛争に関する事項
6. その他に産業財産権および「不正競争防止および営業秘密保護に関する法律」第2条第2号の規定による営業秘密(以下“営業秘密”という。)に関連する知識財産活動全般に関する実態を把握するために特許庁長が必要と認める事項

②特許庁長は、法第20条の6第1項の規定による実態調査をする場合、調査対象者の選定基準を定め、調査の趣旨および内容、応答の期限等を含む調査計画を調査対象者にあらかじめ知らせなければならない。

③特許庁長は、法第20条の6第1項の規定による実態調査を効率的にするために、情報通信網および電子メール等電子的方式を利用することができる。

④法第20条の6第2項の“大統領令で定める機関又は団体”とは、次の各号のいずれかに該当する機関または団体をいう。

1. 法第51条の規定による韓国知識財産研究院
2. 特許庁長が知識財産に関する調査業務に専門性があると認める機関または団体

第8条の6(産業財産権統計と指標の調査・分析) ①法第20条の8第1項による産業財産権統計と指標の調査・分析対象は、次の各号のとおりである。

1. 産業財産権創出、保護及び活用に関する統計と指標
2. 産業財産権貿易に関する統計と指標

②法第20条の8第1項による産業財産権統計と指標の調査は現地調査、文献調査及びアンケート等の方法で、情報通信網または電子メール等の電子的方式を使用することができる。

③法第20条の8第4項前段にて“大統領令で定める資料”とは、産業財産権輸出入による対価の支給及び受領に関する資料をいう。

第 8 条の 7(地域知識財産センターの事業) 法第 23 条第 1 項による地域知識財産センターは、「科学技術基本法」第 16 条の 4 第 3 項によって指定された専担機関と連携・協力して法第 23 条第 2 項による事業をすることができる。

第 9 条(地域知識財産センターの登録基準等) ①法第 23 条第 3 項によって地域知識財産センターの登録をしようとする者は、次の各号の書類(電子文書を含む)を取り揃えて特許庁長に申請しなければならない。この場合、特許庁長は「電子政府法」第 36 条第 1 項による行政情報の共同利用を通じて申請人の**法人登記事項証明書**(法人の場合にのみ該当する)または事業者登録証を確認しなければならない。申請人が 事業者登録証の確認に同意しない場合、申請人は該当書類を直接添付しなければならない。

1. 事業計画書
 2. 資金の調達方案・運営計画及びその地域知識財産センターが情報を提供する地域内産業体・研究機関及び教育機関現況
 3. 専門人材及び施設確保現況
- ②地域知識財産センターに登録しようとする者は、法第 23 条第 4 項によって別表 5 の要件を取り揃えなければならない。
- ③特許庁長は、地域知識財産センターの登録をした時にはこれを告示しなければならない。

第 9 条の 2(地域知識財産センターの評価) ①特許庁長は、法第 23 条第 10 項の規定による評価のための指針を地域知識財産センターのホームページに掲載しなければならない。該当指針を改訂した場合にもまた同じである。

- ②地域知識財産センターの長は、法第 23 条第 10 項の規定による評価に必要な書類を評価対象年度の翌年 1 月 31 日までに特許庁長に提出しなければならない。
- ③特許庁長は、地域知識財産センターに対する評価の終了後 1 ヶ月以内に評価結果を地域知識財産センターの長に通報しなければならない。
- ④第 1 項の評価指針に関する細部基準は、特許庁長が定めて告示する。

第 9 条の 3(地域知識財産センターに対する行政処分基準等) ①法第 24 条第 1 項の規定による地域知識財産センターに対する行政処分の基準は別表 6 のとおりである。

②特許庁長は、法第 24 条第 1 項の規定により地域知識財産センターの登録を抹消するか、その業務を停止した場合には、遅滞なくその事実を特許庁インターネットホームページに掲載しなければならない。

第 9 条の 4(中小企業知識財産経営認証の基準等) ① 法第 24 条の 2 第 1 項による知識財産経営認証(以下“認証”という)を受けようとする中小企業は、次の各号の審査項目に対して特許庁長が定めて告示する配点による認証基準を備えなければならない。

1. 知識財産担当組織及び人材の保有
 2. 職務発明制度の導入及び運営
 3. 役職員 1 名当りの国内外産業財産権出願の比率
 4. 国内外産業財産権保有件数
 5. その他産業財産権の創出・保護及び活用促進の確認に必要な事項であって特許庁長が定めて告示する審査項目
- ② 法第 24 条の 2 第 1 項によって認証を受けようとする中小企業は、別紙第 3 号の 2 書式の中小企業知識財産経

営認証申請書に次の各号の書類を添付して特許庁長に提出しなければならない。

1. 中小企業であることを証明することができる書類
2. 最近3年間の財務諸表
3. 知識財産担当組織・人材の保有事実を証明することができる書類
4. 国内外産業財産権出願または保有事実を証明することができる書類
5. その他産業財産権創出・保護及び活用活動を証明するための書類であつて特許庁長が定めて告示する書類

③ 特許庁長は、第2項による申請を受けて審査した結果、第1項による認証基準に適合する場合には、別紙第3号の3書式の中小企業知識財産経営認証書(以下“認証書”という)を申請者に発給しなければならない。

④ 特許庁長は、第3項によって審査をした結果、認証をするのに不適合な場合には、遅滞なくその事由を明示して申請者に知らせなければならない。

⑤ 認証書の発給を受けた者は、次の各号のいずれか一つに該当する場合には、別紙第3号の4書式の認証書再発給申請書に該当の号で定める書類を添付して特許庁長に提出しなければならない。

1. 認証書をなくした場合:事由書
2. 認証書が古くなって使えなくなった場合:その認証書
3. 認証書の記載事項が変更になった場合:変更になった事項を証明する書類

第9条の5(認証の有効期間等) ① 認証の有効期間は、認証を受けた日から3年とする。

② 認証の有効期間の更新を受けようとする者は、有効期間が終わる日の60日前から有効期間が終わる日の30日前までに、別紙第3号の2書式の中小企業知識財産経営認証申請書に第9条の4第2項各号の書類を添付して、有効期間の更新の特許庁長に申請しなければならない。

③ 特許庁長は、第1項による認証の有効期間が終わる日の60日前までに、認証を受けた者に、第2項による認証更新手続きを予め知らせなければならない。

④ 第3項による通知は、携帯電話による文字送信、電子メール、ファックス、電話、文書等であることができる。

⑤ 特許庁長は、認証の有効期間を更新したときには、認証書を発給しなければならない。

第9条の6(認証の費用) 法第24条の2第6項による認証と関連して必要な費用は、次の各号の区分にしたがって特許庁長が定めて告示する金額とする。

1. 認証審査に必要な人件費
2. 認証審査のための出張に必要な経費

第9条の7(認証マーク) 法第24条の2第7項による認証マークは、別表6の2のとおりである。

第9条の8(認証業務運営機関指定等) ① 特許庁長は、法第24条の2第7項によって認証と関連する業務を円滑に遂行するために、次の各号の要件を全て備えた非営利機関を認証業務運営機関として指定することができる。

1. 中小企業知識財産経営分野に専門性があること
2. 認証業務を担当する専任人材を備えていること
3. 認証審査に投入される人材のための教育体系を備えていること

② 特許庁長は、第1項によって認証業務運営機関を指定した場合には、これを告示してインターネットホームページに掲示しなければならない。

第9条の9(共益弁理士特許相談センターの業務) ① 法第26条の2第1項によって設置された共益弁理士特許相談センター(以下“相談センター”という)が遂行する業務中、法第26条の2第2項第1号による書類作成支援業務の範囲は、次の各号の通りである。

1. 特許・実用新案出願と関連した明細書、意見書及び補正書の作成支援
 2. デザイン出願と関連した図面、意見書及び補正書の作成支援
 3. 商標出願と関連した意見書、補正書及び異議申立答弁書の作成支援
 4. 拒絶決定不服審判と関連した審判請求書、意見書及び補正書の作成支援
 5. 特許取消申請及び実用新案登録取消申請に対する特許権者・実用新案権者の意見書及び訂正請求関連書類の作成支援
- ② 相談センターが遂行する業務中、法第26条の2第2項第2号による代理業務の範囲は、次の各号の通りである
1. 特許権者又は実用新案権者の権利範囲確認審判、無効審判及び訂正審判に関する事項の代理
 2. 商標権者又はデザイン権者の無効審判に関する事項の代理
 3. 商標権者の商標登録取消審判に関する事項の代理
 4. 商標権またはデザイン権の権利範囲確認審判に関する事項の代理
 5. 第1号から第4号までの審決に対する審決取消訴訟に関する事項の代理
- ③ 法第26条の2第2項第6号で“大統領令に定める相談センターの運営目的に符合する業務”とは、次の各号の業務をいう。
1. 営業秘密保護制度に関する技術的・政策的相談
 2. 特許権・実用新案権・デザイン権又は商標権を侵害された者に対する民事訴訟費用支援
 3. 第2項第1号および第2号に該当する審判および訴訟に対する費用支援

第9条の10(相談センターの支援対象者) 法第26条の2第3項第6号で“大統領令に定める者”とは、次の各号の者をいう。

1. 満6歳以上満19歳未満の人
2. 「中小企業基本法」第2条第2項による中企業であって大企業(「中小企業基本法」第2条による中小企業ではない企業をいう)と産業財産権に関連した紛争中にある企業。ただし、第9条の9第1項による書類作成支援業務の場合には除く。
3. 「5・18民主有功者礼遇に関する法律」第4条及び第5条による5・18民主有功者とその遺族又は家族
4. 「枯葉剤後遺症等、患者支援及び団体設立に関する法律」第3条による枯葉剤後遺症患者・枯葉剤後遺症患者及び枯葉剤後遺症2世患者
5. 「特殊任務有功者礼遇及び団体設立に関する法律」第3条及び第4条による特殊任務有功者とその遺族又は家族
6. 「兵役法」第5条第1項第1号及び第3号による兵又は社会服務要員に服務するか同法第24条又は第25条による転換服務をする人
7. 「独立有功者礼遇に関する法律」第6条の規定により登録された独立有功者とその遺族または家族
8. 「参戦有功者礼遇および団体設立に関する法律」第5条の規定により登録された参戦有功者
- 8の2. 「多文化家族支援法」第2条第1号による多文化家族
- 8の3. 「片親家族支援法」第4条第2号による片親家族

8の4.「中小企業創業支援法」第4条の2第2項による予備青年創業者または青年創業者

9. その他特許庁長が特別に支援が必要と認める者

第9条の11(相談センター運営の委託) 法第26条の2第5項で“大統領令に定める産業財産権分野に専門性がある法人や団体”とは、次の各号の法人や団体をいう。

1. 韓国発明振興会
2. 「民法」第32条によって特許庁長の許可を受けて設立された韓国知識財産保護院
3. その他特許庁長が定めて告示する産業財産権関連専門性基準を備えた法人か団体

第9条の12(相談センターの構成及び運営) ① 相談センターには所長1人を置く。

② 相談センターの所長は、相談センターを代表し、相談センターの業務を総括する。

③ 相談センターの所長は、「弁理士法」による弁理士であって実務経歴が5年以上の者又は弁理士の資格がある者で特許庁で4級以上公務員として勤務した経歴がある者ではなければならない。

④ 相談センターの所長は、毎年度別に業務計画を樹立した後、関連規定によって事務を処理しなければならない。

⑤ 第1項から第4項までで規定した事項の他に相談センターの構成及び運営に必要な事項は、特許庁長が定めて告示する。

第9条の13(業務支援の手続き等) ① 法第26条の2第2項による業務の支援を受けようとする者は、支援申請書に次の各号の書類を添付して相談センターに申請しなければならない。

1. 法第26条の2第3項各号のいずれか一つに該当する者であることを証明する書類
2. 発明と関連した業務の場合には、発明の内容を説明する書類
3. その他に主張事実を証明する書類

② 相談センターの所長は、第1項による申請を受けたら、登録可能性、支援の必要性又は勝訴の可能性等を考慮して支援可否を決定しなければならない。

③ 第1項及び第2項で規定した事項の他に相談センターの支援業務遂行のために必要な事項は、特許庁長が定めて告示する。

第10条(出捐金の使用) ① 情報化専門機関と法第34条による特許技術事業化斡旋センターは、法第20条の3第5項と法第34条第3項によって政府の出捐金を受けた時には、特許庁長が定めるところに従い情報化専門機関の設立・運用または事業遂行に必要な経費と産業財産権の斡旋業務のための事業に伴う費用にのみ使用しなければならない。

② 第1項による出捐金を受けた情報化専門機関と特許技術事業化斡旋センターは、別途の勘定を設定してこれを管理しなければならない。

③ 情報化専門機関と特許技術事業化斡旋センターは、第1項による費用の使用実績を特許庁長が定めるところに従い作成して翌年3月末日までに特許庁長に報告しなければならない。

第11条(出願及び登録費用の軽減) ① 特許庁長が法第27条第1項によって出願及び登録費用を減らすための措置をするときには、「特許法」、「実用新案法」、「デザイン保護法」及び「商標法」による特許料・登録料と手数料に関して規定する産業通商資源部令による。

②法第 27 条第 2 項で”大統領令で定める一定規模以下の小企業”とは、「中小企業基本法」第 2 条による小企業をいう。

第 12 条(評価機関の指定等) ①法第 28 条第 1 項によって発明の評価機関(以下“評価機関”という)の指定を受けようとする者は、別紙第 3 号の 5 書式の評価機関指定申請書に第 2 項各号の事項を証明することができる資料(電子文書を含む)と事業計画書を添付して特許庁長に提出しなければならない。この場合、特許庁長は「電子政府法」第 36 条第 1 項による行政情報の共同利用を通じて申請人の法人登記事項証明書(法人の場合にのみ該当する)または事業者登録証を確認しなければならず、申請人が事業者登録証の確認に同意しない場合、申請人は該当書類を直接添付しなければならない。

②法第 28 条第 1 項により評価機関で指定を受けようとする者は、次の各号の要件をすべて備えなければならない。

1. 発明の評価業務を遂行することができる次の各目の専門人力のすべてを常時雇用すること
 - イ . 弁理士・会計士または技術士の資格を取得したり、関連分野の博士学位を所持している者 3 名以上
 - ロ . 発明の評価関連業務に 5 年以上従事した者 7 名以上
2. 発明の評価業務を遂行するための専担組織を備えること
3. 発明の評価業務遂行に必要な評価施設及び装備等を保有すること除

③特許庁長は、評価機関を指定した時にはこれを告示しなければならない。

④特許庁長及び評価機関の長が法第 28 条第 5 項第 2 号によって評価手数料の協議をする時には、評価対象技術・評価範囲・評価期間等を考慮しなければならない。

⑤評価機関は、法第 28 条第 3 項によって評価を要請した者の同意なしには他の人に評価結果を公表することができない。但し、公益上必要な場合には特許庁長と協議して評価結果を公表することができる。

⑥評価機関は、次の各号の事項に関して特許庁長の要請がある時には特別な事由がなければその要請に協調しなければならない。

1. 複数の評価機関が同時に評価をする場合その合同評価に参加
2. 合同評価に必要な評価要員及び設備の提供

⑦第 1 項から第 6 項までで規定した事項外に評価機関の指定要件の細部基準等、評価機関の指定・運営に必要な事項は、特許庁長が定めて告示する。

第 13 条(発明評価のために必要な事項) 法第 29 条第 4 号で”大統領令が定める事項”とは、次の各号の事項をいう。

1. 発明評価技法の開発及び普及
2. 発明評価関連教材の開発及び普及
3. 発明評価関連国内・外学術大会の開催
4. 発明評価情報データベースの構築及び運営
5. その他特許庁長が発明評価基盤造成のために必要であると認める事項

第 14 条(評価機関に対する行政処分基準等) ①法第 31 条第 1 項の規定による、評価機関に対する行政処分の基準は別表 7 のとおりである。

②特許庁長は、法第 31 条第 1 項の規定により評価機関の指定を取消したり、その業務を停止した場合には遅滞なく、その事実を特許庁インターネットホームページに掲載しなければならない。

第 15 条 削除**第 16 条 削除****第 17 条 削除**

第 18 条(特許技術事業化斡旋センター) ①法第 34 条第 1 項によって特許技術事業化斡旋センターを置く機関若しくは団体は、次の各号の法人の中で特許庁長が告示する機関若しくは団体とする。

1. 韓国発明振興会
2. 「産業技術革新促進法」第 38 条による韓国産業技術振興院
3. 次の各目のいずれか一つに該当する機関または団体の中で法人
 - イ. 法第 23 条第 3 項によって登録した地域知識財産センター
 - ロ. 法第 28 条第 1 項によって指定を受けた発明に対する評価機関
 - ハ. 「技術の移転及び事業化促進に関する法律」第 10 条第 1 項によって指定を受けた技術取引機関

②特許技術事業化斡旋センターには所長 1 人を置くが、所長は特許技術事業化斡旋センターを置いた機関または団体の役員の中でその機関または団体の定款が定める者となる。

③特許技術事業化斡旋センターを置いた機関または団体は、特許技術事業化斡旋センターの事業遂行実績を翌年 3 月末までに特許庁長に報告しなければならない。

④第 2 項と第 3 項に規定された事項以外に特許技術事業化斡旋センターの組織・運営、その他必要な事項は、特許技術事業化斡旋センターを置いた機関または団体の定款で定める。

第 19 条(産業財産権診断機関の指定等) ①法第 36 条第 1 項によって産業財産権診断機関の指定を受けようとする者は、申請書に第 2 項各号の事項を証明することができる資料(電子文書を含む)を添付して特許庁長に提出しなければならない。この場合、特許庁長は「電子政府法」第 36 条第 1 項による行政情報の共同利用を通じて申請人の**法人登記事項証明書**(法人の場合にのみ該当する)または事業者登録証を確認しなければならないが、申請人が事業者登録証の確認に同意しない場合、申請人は該当書類を直接添付しなければならない。

②法第 36 条第 2 項の“大統領令で定める専門人材および施設”とは、次の各号の人材および施設をいう。

1. 電気・電子、機械・金属、化学・生命、情報通信の各分野別診断業務遂行に必要な専門性を備えた人材
2. 第 4 項各号の規定による業務と関連する施設および装置等に対するセキュリティシステムおよび専用の業務空間等の施設

③特許庁長は、産業財産権診断機関を指定した時にはこれを告示しなければならない。

④特許庁長は、指定された産業財産権診断機関が次の各号の業務を遂行するようになれる。

1. 特許分析を通じた未来有望技術の発掘
2. 研究企画段階での特許動向調査
3. 研究開発過程での特許創出支援
4. 国家研究開発、特許成果の調査・分析および診断
5. 産業財産権診断活性化のためのインフラ構築
6. 産業財産権診断の技法開発および人材養成のための教育
7. その他に特許庁長が産業財産権診断の活性化に必要であると認める業務

⑤第2項各号の規定による人材、施設の詳細基準およびその他に産業財産権診断機関指定に必要な事項は、特許庁長が定めて告示する。

第19条の2(産業財産権の診断機関に対する行政処分基準等) ①法第37条第1項の規定による産業財産権の診断機関に対する行政処分の基準は、別表8のとおりである。

②特許庁長は、法第37条第1項の規定により、産業財産権の診断機関の指定を取消したり、その業務を停止した場合には遅滞なく、その事実を特許庁インターネットホームページに掲載しなければならない。

第19条の3(発明品の公益性認定) ①法第39条の2第2号により、広報支援を受けるために発明品の公益性の認定を受けようとする者は、次の各号の書類を添付して特許庁長に申請しなければならない。

1. 特許技術説明書
2. 特許技術事業化計画または実績
3. その他に該当発明による犯罪被害防止、産業安全を高める等の公益性を立証することができる書類

②特許庁長は、第1項による申請を受けた場合には、該当発明品の広報支援のための公益性認定可否を検討し、申請日から5ヶ月以内にその結果を申請人に通知しなければならない。

③第1項及び第2項に規定する事項外に発明品の広報支援のための公益性認定に必要な事項は特許庁長が定めて告示する。

第19条の4(育成施策の樹立及び施行) ①特許庁長は、法第40条の2第1項の規定により、産業財産権サービス業を育成するために必要な施策(以下“育成施策”という。)を樹立した場合、関係行政機関の長にその内容を通知しなければならない。

②特許庁長は、育成施策の樹立と施行のために必要であれば関係行政機関の長に協力を要請することができる。

第19条の5(産業財産権サービス業専門機関の指定基準等) ①特許庁長は、次の各号の要件をすべて備えた機関又は団体を法第40条の3第2項の規定による産業財産権サービス業の競争力を強化する事業を代行する専門機関又は団体(以下“サービス業専門機関”という。)として指定することができる。

1. 削除
2. 法第40条の3第1項各号の事業を遂行した、又は類似した経験がある専任人材を2名以上保有すること
3. 法第40条の3第1項各号の事業を遂行することができる専用の業務空間を備えること
4. 削除

②サービス業専門機関として指定を受けようとする者は、別紙第4号書式のサービス業専門機関の指定申請書に第1項各号の要件を備えていることを証明できる書類を添付して特許庁長に提出しなければならない。

③第2項の規定により、書類の提出を受け取った特許庁長は、サービス業専門機関として指定することに適していると認められる場合には、別紙第5号書式のサービス業専門機関指定書を発行しなければならない。この場合、特許庁長はサービス業専門機関の指定事実を遅滞なく、特許庁インターネットホームページに掲載しなければならない。

④第1項各号の規定による専任人材およびセキュリティ体系の細部基準、その他にサービス業専門機関の指定および運営に必要な事項は、特許庁長が定めて告示する。

第 19 条の 6(サービス業専門機関に対する行政処分基準等) ①法第 40 条の 3 第 4 項の規定により専門機関または団体の指定取消または業務停止に関して法第 9 条の 2 第 4 項を準用する場合、サービス業専門機関に対する行政処分の基準は、別表 9 のとおりである。

②特許庁長は、法第 40 条の 3 第 4 項の規定によりサービス業専門機関の指定を取消するか、その業務を停止した場合には、遅滞なく、その事実を特許庁インターネットホームページに掲載しなければならない。

第 19 条の 7(産業財産権サービス業に対する実態調査の周期・方法等) ①法第 40 条の 5 第 1 項の規定による実態調査(以下この条および第 19 条の 8 で“産業財産権サービス業に対する実態調査”という。)は、次の各号の区分に従う。

1. 定期調査:特許庁長が産業財産権サービス業の育成に関する計画および政策樹立と執行に活用するために、3 年ごとに実施する調査

2. 随時調査:特許庁長が育成施策を樹立するために随時実施する調査

②特許庁長は産業財産権サービス業に対する実態調査をする場合、調査対象者の選定基準を定め、調査日の 15 日前までに調査の日時、趣旨および内容等を含む調査計画を調査対象者に知らせなければならない。

③特許庁長は、産業財産権サービス業に対する実態調査を効率的にするために、情報通信網および電子メール等、電子的方式を使用することができる。

④産業財産権サービス業に対する実態調査の項目は、次の各号のとおりとする。

1. 産業財産権サービス業市場現状に関する事項

2. 産業財産権サービス業の売上高、輸出および輸入に関する事項

3. 産業財産権サービス業に関連する人材の現状およびその需要・供給の実態に関する事項

4. 産業財産権サービス業に関連する国際動向に関する事項

5. その他に、特許庁長が産業財産権サービス業の育成に関連する政策の樹立・施行に必要と認める事項

第 19 条の 8(産業財産権サービス業に対する実態調査のための資料の提出要請) 法第 40 条の 5 第 2 項前段の規定により特許庁長が産業財産権サービス業者に提出を要請することができる資料は、第 19 条の 7 第 4 項各号の事項に関する資料とする。

第 19 条の 9(産業財産権サービス業専門会社の指定基準等) ①法第 40 条の 7 第 1 項において“人材、施設等の大統領令で定める基準を備える会社”とは、次の各号の基準をすべて備えた会社をいう。

1. 法第 40 条の 7 第 1 項の規定による産業財産権サービス業(以下この条において“産業財産権サービス業”という。)を遂行したり、類似業務を遂行した経験がある専任人材を保有すること

2. 削除

3. 産業財産権サービス業に関連する施設および装備等に対するセキュリティ体系を備えること

②法第 40 条の 7 第 1 項の規定による専門会社(以下、“専門会社”という。)として指定を受けようとする者は、別紙第 5 号の 2 書式の専門会社指定申請書に第 1 項各号の基準を備えていることを証明することができる書類を添付し、特許庁長に提出しなければならない。この場合、特許庁長は「電子政府法」第 36 条第 1 項の規定による行政情報の共同利用を通じて法人登記事項証明書を確認しなければならない。

③第 2 項の規定による申請を受けた特許庁長は、専門会社に指定するのに適合すると認められる場合には、別紙第

5号の3書式の専門会社指定書を発行しなければならない。

④特許庁長は、第3項の規定により専門会社指定書を発行した事実を特許庁インターネットのホームページに掲示しなければならない。

⑤第1項各号の規定による専任人材およびセキュリティ体系の確保とその他に専門会社の指定等に必要な事項は特許庁長が定めて告示する。

第19条の10(専門会社の指定取消) ①特許庁長は、専門会社に指定された者が法第40条の7第2項第2号または第3号に該当する場合には、1ヶ月以上の期間を定めて是正を命じ、その期間中に是正されない場合、指定を取り消すことができる。

②特許庁長は第40条の7第2項の規定により、専門会社の指定を取り消した場合には、その事実を特許庁インターネットのホームページに掲示しなければならない。

第20条(産業財産権紛争調停委員会委員長の職務) ①法第41条による産業財産権紛争調停委員会(以下“委員会”という)の委員長は、委員会を代表し、委員会の業務を統轄する。

②委員会の委員長(以下“委員長”という)がやむを得ない事由で職務を遂行することができない時には、委員長が予め指名する調整委員(以下“委員”という)がその職務を代行する。

第21条(停委員会の運営) ①委員長は、委員会を召集してその議長になる。

②委員会の会議は、在籍委員過半数の出席と出席委員過半数の賛成で議決する。

③委員会の委員は、自分と直接利害関係がある案件の審議・調整に参加することができない。

第22条(調停手続き等) ①法第43条第1項によって紛争調停を申請しようとする者は、委員会が定める調停申請書を委員会に提出しなければならない。

②委員長は、第1項の規定による調停申請書に補完が必要であると認めるときには、相当する期間を定めて補完を要求しなければならない。

③委員長は、第1項の規定による調停申請書が具備要件を備えた場合には、調停申請書の写しを紛争相手方である被申請人に送付しなければならない。

④被申請人は、第3項の規定による調停申請書の写しを受けた日から20日以内に委員会に答弁書を提出しなければならない。ただし、国内に住所又は営業所がない場合には、30日以内に提出することができる。

⑤委員会が法第45条第1項によって当事者、その代理人または利害関係人の出席を要求する場合には、会議開催日の7日前までに書面で意見陳述要求の事由及び意見陳述の日時・場所等を通知しなければならない。

⑥第5項による通知書には、正当な事由なしにこれに応じない場合には、意見陳述を放棄したものとみなすという旨を記載しなければならない。

⑦第5項によって通知を受けた当事者、その代理人または利害関係人は、指定された日時に出席して意見を陳述し、または書面で意見を提出することができる。

⑧委員会は、調停案を作成して当事者に提示してその受諾を勧告することができる。

第23条(調停事件の分離または併合) ①委員会は、必要であると認める時には関連される調停事件を分離または併合して審議することができる。

②委員長は、第1項によって委員会が調停事件を分離または並合して審議することにした時には、当事者双方に遅滞なく書面でその事実を通知しなければならない。

第23条の2(調停の拒否及び中止) 法第46条の2第1項第3号において“大統領令で定める場合”とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

1. 申請人が第22条第2項の規定による補完要求を受けて正当な理由なく期限まで補完をしない場合
2. 被申請人が第22条第4項の規定による提出期限まで答弁書を提出しない場合
3. 当事者の所在不明および連絡途絶等で調停手続の進行が不可能な場合
4. 申請人が同じ事案に対して同じ趣旨で、2回以上調停申請をした場合
5. 申請の内容が調停をするに適切でないと委員会で認める場合

第24条(委員会の幹事) 委員会の事務を処理するために委員会に幹事1人を置くが、特許庁所属公務員の中から特許庁長が任命する。

第25条(手当) 委員会に出席した委員には、予算の範囲内で手当を支給することができる。但し、公務員である委員が所管業務と直接関連され出席した場合には、この限りでない。

第26条(運営細則) この令で定めたこと以外に委員会の運営に必要な事項は、委員会が定める。

第27条(産業財産権の保護) ①特許庁長は、法第50条の2第1項による産業財産権保護事業として次の各号の事業をすることができる。

1. 産業財産権保護のための研究、教育、広報及び実態調査
2. 国内外で産業財産権出願、登録及び紛争に関する相談及び法律諮問
3. 国内外で産業財産権の紛争対応支援
4. 国内外で産業財産権紛争予防のための調査、研究及び支援に関する事業
5. 産業財産権侵害防止及び保護のための情報管理システム構築及び運営
6. 産業財産権紛争に関する保険支援事業
7. 産業財産権保護のための国際協力
8. その他、産業財産権保護のために特許庁長が必要と認める事業

② 削除

第28条(産業財産権保護専門機関の指定基準等) ①特許庁長は、次の各号の要件をすべて備えた機関又は団体を法第50条の2第2項の規定による産業財産権を保護する事業を代行する専門機関または団体(以下“保護専門機関”という。)として指定することができる。

1. 産業財産権の保護事業に必要なデータベース等の電算装備を備えること
2. 産業財産権の保護事業を遂行したか、類似した経験がある専任人材を1名以上保有すること
3. 産業財産権保護事業に関連する施設および装備等に対するセキュリティ体系を備えること

②保護専門機関として指定を受けようとする者は、別紙第6号書式の専門機関の指定申請書に第1項各号の要件を備えていることを証明できる書類を添付して特許庁長に提出しなければならない。

③第2項の規定により書類の提出を受け取った特許庁長は、保護専門機関として指定することに適していると認めら

れる場合には、別紙第7号書式の保護専門機関指定書を発行しなければならない。この場合、特許庁長は保護専門機関の指定事実を遅滞なく、特許庁インターネットホームページに掲載しなければならない。

④第1項各号の規定による電算装備、専任人材およびセキュリティ体系の細部基準、その他に保護専門機関の指定および運営に必要な事項は特許庁長が定めて告示する。

第28条の2(保護専門機関に対する行政処分基準等) ①法第50条の2第4項の規定により専門機関または団体の指定取消または業務停止に関して、法第9条の2第4項を準用する場合、保護専門機関に対する行政処分の基準は、別表10のとおりである。

②特許庁長は、法第50条の2第4項の規定により保護専門機関の指定を取消するか、その業務を停止した場合には遅滞なく、その事実を特許庁インターネットホームページに掲載しなければならない。

第28条の3(知識財産権関連共済事業の運営等) ①法第50条の4により特許庁長が管理・運営する共済事業(以下“特許共済事業”という)の内容は、次の各号のとおりである。

1. 特許共済事業に加入した企業に対する産業財産権の国際出願費用または国内外の知識財産権関連訴訟費用等の貸出

2. 特許共済事業に加入した企業に対する知識財産分野相談及び情報提供

3. 第1号及び第2号の事業に関連された付帯事業

②第1項各号による特許共済事業の細部内容、運営方法及び手続等に必要な細部事項は、特許庁長が定めて告示する。

第28条の4(特許共済事業の委託及び資金の造成) ①法第50条の5第1項第2号の“大統領令で定める機関又は団体”とは、次の各号の機関又は団体をいう。

1. 韓国発明振興会

2. その他に特許共済事業の遂行に必要な専門人力と専任組織を備えたと特許庁長が認める機関又は団体

②法第50条の5第2項第4号で“大統領令で定める財源”とは、次の各号の財源をいう。

1. 企業、知識財産関連機関・団体及びその他の者の預託金

2. 特許共済事業のための借入金

3. 収益金及びその他の収入金

第28条の5(特許共済事業の監督等) ①特許庁長は法第50条の5第1項により特許共済事業の委託を受けた機関又は団体(以下この条において“受託機関”という。)について、次の各号の事項を監督しなければならない。

1. 特許共済事業計画、予算及び決算に関する事項

2. 機構及び組織に関する事項

3. その他に、特許庁長が委託した特許共済事業の遂行に関する事項

②受託機関は、特許共済事業計画および予算に関する事項は特許庁長の承認を受けなければならない。

③特許庁長は、特許共済事業の監督のために受託機関に第1項各号に関する事項を報告させることができ、必要な資料の提出を命ずることができる。

第29条(業務の委託) ①特許庁長は、法第56条 第2項によって次の各号の業務を韓国発明振興会に委託する。

1. 法第6条第1号による発明奨励行事の開催
2. 法第6条第3号による優秀発明品に対する展示会開催と優秀発明者に対する海外展示会参加支援
3. 法第6条第5号の規定による発明と産業財産権に対する教育および研修
4. 法第11条の2による職務発明補償優秀企業の選定に関する業務
5. 法第39条の2による優秀発明品の広報支援

②特許庁長は、法第56条第2項の規定により、次の各号の業務を法第40条の6第1項の規定による産業財産権サービス業関連協会に委託することができる。

1. 法第40条の4各号による産業財産権サービス業の利用促進および創業支援業務
2. 法第40条の5第1項の規定による実態調査業務

第29条の2(規制の見直し) ①特許庁長は、次の各号の事項について、次の各号の基準日を基準とし3年ごと(毎3年になる年の基準日と同日の前までをいう)、その妥当性を検討して改善等の措置を講じなければならない。

1. 第9条及び別表5による地域知識財産センターの登録要件及び申請手続き:2014年1月1日
2. 第19条の9による専門会社の指定基準及び申請手続き:2018年1月1日
3. 第19条の10による専門会社の行政処分基準:2018年1月1日

②特許庁長は、次の各号の事項について、次の各号の基準日を基準として2年ごと(毎2年になる年の基準日と同じ日の前までをいう)、その妥当性を検討して改善等の措置を講じなければならない。

1. 第6条の4の規定による研究ノート専門機関の指定要件および申請手続:2015年1月1日
2. 第6条の5および別表1の規定による研究ノート専門機関に対する行政処分の基準:2015年1月1日
3. 第7条の規定による承継可否の通知期間:2015年1月1日
4. 削除
5. 第8条の4および別表2による情報化専門機関に対する行政処分の基準:2015年1月1日
6. 削除
7. 第9条の3および別表6の規定による地域知識財産センターに対する行政処分の基準:2015年1月1日
8. 第12条の規定による評価機関の指定基準および提出書類:2015年1月1日
9. 第14条及び別表7の規定による評価機関に対する行政処分の基準:2015年1月1日
10. 第19条の規定による産業財産権診断機関の指定要件および提出書類:2015年1月1日
11. 第19条の2および別表8の規定による産業財産権診断機関に対する行政処分の基準:2015年1月1日
12. 第19条の5の規定によるサービス業専門機関の指定基準および提出書類:2015年1月1日
13. 第19条の6および別表9の規定によるサービス業専門機関に対する行政処分の基準:2015年1月1日
- 13の2. 削除
- 13の3. 削除
14. 第28条の規定による保護専門機関の指定基準および提出書類:2015年1月1日
15. 第28条の2および別表10の規定による保護専門機関に対する行政処分の基準:2015年1月1日
16. 削除

第30条(過怠料の賦課基準) 法第60条による過怠料の賦課基準は、別表11の通りである。

付 則 <第 14376 号,1994.9.9>

①(施行日) この令は、公布した日から施行する。

②(他の法令の廃止) 発明保護法施行令及び発明保護委員会規定は、これをそれぞれ廃止する。

③(他の法令との関係) この令施行当時他の法令で第 2 項の規定によって廃止される大統領令またはその規定を引用した場合にこの令にそれに該当する規定がある時には、その廃止される大統領令の規定に替えてこの令またはこの令の該当条項を引用したものとみなす。

付 則(国民銀行法施行令) <第 14959 号,1996.3.28>

第 1 条(施行日) この令は、公布した日から施行する。

第 2 条(他の法令の改正) ①ないし⑧省略

⑨発明振興法施行令中次のように改正する。

第 10 条第 4 号を削除する。

⑩省略

付 則(行政手続き法の施行に伴う関税法施行令等の改正令) <第 15598 号,1997.12.31>

この令は、1998 年 1 月 1 日から施行する。

付 則 <第 16133 号,1999.2.26>

この令は、公布した日から施行する。

付 則 <第 17254 号,2001.6.27>

①(施行日) この令は、2001 年 7 月 1 日から施行する。

②(他の法令の改正) 発明奨励補助金交付規定中次のように改正する。

第 1 条中”特許法第 27 条”を”発明振興法第 3 条の 2”にする。

付 則 <第 17935 号,2003.3.12>

この令は、公布した日から施行する。

付 則(電子的民願処理のための仮釈放者管理規定等中改正令)〈第 18312 号,2004.3.17〉

この令は、公布した日から施行する。

付 則(デザイン保護法施行令)〈第 18903 号,2005.6.30〉

第 1 条(施行日) この令は、2005 年 7 月 1 日から施行する。

第 2 条(他の法令の改正) ①ないし⑦省略

⑧発明振興法施行令一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 項中”議長法”を”「デザイン保護法」”にする。

⑨ないし<20>省略

付則(行政情報の共同利用及び文書減縮のための国家債券管理法施行令など一部改正令)〈第 19507 号,2006.6.12〉

この令は、公布した日から施行する。

付 則(高位公務員団人事規定)〈第 19513 号,2006.6.12〉

第 1 条(施行日) この令は、2006 年 7 月 1 日から施行する。

第 2 条及び第 3 条 省略

第 4 条(他の法令の改正) ①ないし<95>省略

<96>発明振興法施行令一部を次のように改正する。

第 9 条の 5 第 2 項中”特許庁所属 2 級または 3 級公務員”を”特許庁の 3 級公務員または高位公務員団に属する一般職公務員”にする。

<97>ないし<241>省略

付 則 〈第 19672 号,2006.9.4〉

第 1 条(施行日) この令は、公布した日から施行する。

第 2 条(他の法令の廃止) 発明奨励補助金交付規定は、これを廃止する。

第 3 条(発明奨励補助金の交付等に関する経過措置) この令施行前に「発明奨励補助金交付規定」によって発明奨励補助金の交付申請をした場合と補助金の交付の通知を受け、または補助金が交付された場合において交付可否の決定、交付手続き、報告及び制裁等に関しては、以前の規定による。

第 4 条(他の法令の改正) ①公務員職務発明の処分・管理及び補償等に関する規定一部を次のように改正する。

第 1 条中”特許法第 39 条及び同法第 40 条”を”「発明振興法」第 8 条及び同法第 13 条”にする。

第 2 条第 4 号ロ目中”特許法(以下 “法”という)第 100 条”を”「特許法」第 100 条”に、“法制 102 条”を “同法第 102 条”にする。

第 4 条第 1 項本文中”法第 39 条第 2 項”を”「発明振興法」第 8 条第 2 項”にする。

第 20 条但し書き中”法第 133 条第 1 項第 2 号”を”「特許法」第 133 条第 1 項第 2 号”にする。

②技術開発促進法施行令一部を次のように改正する。

第 11 条第 7 号を次のようにする。

7.「発明振興法」第 3 条の 2 による発明奨励補助金

付 則 <第 20264 号,2007.9.10>

第 1 条(施行日) この令は、公布した日から施行する。

第 2 条(他の法令の改正) ①公務員職務発明の処分・管理及び補償等に関する規定一部を次の通り改正する。

第 1 条中“「発明振興法」第 8 条及び同法第 13 条の規定による”を“「発明振興法」第 10 条及び第 15 条による”にする。

第 4 条中“「発明振興法」第 8 条第 2 項本文の規定により”を“「発明振興法」第 10 条第 2 項本文により”にする。

②技術開発促進法施行令一部を次の通り改正する。

第 11 条第 7 号を次の通りにする。

7.「発明振興法」第 4 条による発明奨励補助金

③エンジニアリング技術振興法施行令一部を次の通り改正する。

第 2 条の 5 第 1 項第 7 号を次の通りにする。

7.「発明振興法」第 4 条による発明奨励補助金

第 3 条(他の法令との関係) この令施行当時他の法令で従前の「発明振興法施行令」の規定を引用した場合に、この令のうちそれに該当する規定があれば従前の規定に代えてこの令の該当規定を引用したものとみなす。

付 則(特許庁とその所属機関職制)<第 20729 号、2008.2.29>

第 1 条(施行日) この令は、公布した日から施行する。

第 2 条 省略

第 3 条(他の法令の改正) ①から③まで 省略

④発明振興法施行令の一部を次の通り改正する。

第 11 条第 1 項のうち“産業資源部令”を“知識経済部令”にする。

第 14 条第 1 号及び第 2 号をそれぞれ次の通りにする。

1.教育科学技術部

2.農林水産食品部

第 14 条第 3 号を削除する。

第 15 条第 5 項のうち“産業資源部”を“知識経済部”にする。

⑤から⑩まで 省略

付 則<第 21461 号、2009.4.30>(産業技術革新促進法施行令)

第 1 条(施行日) この令は 2009 年 5 月 1 日から施行する。

第 2 条(他の法令の改正) ①から④まで 省略

⑤発明振興法施行令の一部を次のように改正する。

第18条第1項第2号を次のようにする。

2.「産業技術革新促進法」第38条による韓国産業技術振興院

⑥から<21>まで 省略

付 則<第21732号、2009.9.15>

この令は、2009年9月19日から施行する。

付 則<第22151号、2010.5.4>(電子政府法施行令)

第1条(施行日) この令は、2010年5月5日から施行する。

第2条及び第3条 省略

第4条(他の法令の改正) ①から<72>まで 省略

<73>発明振興法施行令の一部を次のように改正する。

第3条各号以外の部分後段、第8条第1項各号以外の部分後段、第9条第1項各号以外の部分後段、第12条第1項後段及び第19条第1項後段中“「電子政府法」第21条第1項”をそれぞれ “「電子政府法」第36条第1項”にする。

<74>から<192>まで 省略

付 則<第22309号、2010.7.26>

この令は、2010年7月28日から施行する。

付 則<第22515号、2010.12.7>

この令は 2010年12月9日から施行する。

付 則<個人情報保護法施行令、第23169号、2011.9.29>

第1条(施行日) この令は2011年9月30日から施行する。〈ただし書き省略〉

第2条から第6条まで 省略

第7条(他の法令の改正) ①及び② 省略

③ 発明振興法施行令の一部を次のように改正する。

第8条の2第2項の中で“「公共機関の個人情報保護に関する法律」”を“「個人情報保護法」”にする。

④から⑥まで 省略

第8条 省略

付 則<第23488号、2012.1.6>

第1条(施行日) この令は公布した日から施行する。〈ただし書き省略〉

第2条 省略

付 則<第 23866 号、2012.6.21>

第1条(施行日) この令は、公布した日から施行する。

第2条(相談センターの支援対象者に関する経過措置) この令の施行前に第9条の6第1項による業務支援申請をした人に対しては、第9条の3第1号の改正規定にかかわらず従前の規定による。

第3条(過怠料に関する経過措置) ① この令の施行前の違反行為に対して過怠料の賦課基準を適用するときには、従前の例による。

② この令の施行前の違反行為で受けた過怠料賦課処分は、別表3の改正規定による違反行為の回数算定に含まれない。

付 則<第 24247 号、2012.12.21>(枯葉剤後遺疑症等患者支援及び団体設立に関する法律施行令)

第1条(施行日) この令は、公布した日から施行する。

第2条(他の法令の改正) ①から⑤まで省略

⑥発明振興法施行令の一部を次のように改正する。

第9条の3第4号中“「枯葉剤後遺疑症等、患者支援に関する法律」”を“「枯葉剤後遺疑症等、患者支援及び団体設立に関する法律」”とする。

⑦から<21>まで省略

第3条 省略

付 則<第 24439 号、2013.3.23>(特許庁とその所属機関職制)

第1条(施行日) この令は、公布した日から施行する。

第2条 省略

第3条(他の法令の改正) ①から③まで省略

④発明振興法施行令の一部を次のように改正する。

第11条第1項中“知識経済部令”を“産業通商資源部令”とする。

第27条第2項第6号中“知識経済部長官”を“産業通商資源部長官”とする。

⑤から⑨まで省略

付 則<第 24753 号、2013.9.17>

この令は 2013 年 9 月 23 日から施行する。

付 則<第 24890 号、2013.12.4>(兵役法施行令)

第1条(施行日) この令は、2013年12月5日から施行する。〈ただし書き省略〉

第2条から第7条まで省略

第 8 条(他の法令の改正) ①から⑧まで省略

⑨発明振興法施行令の一部を次のように改正する。

第 9 条の 3 第 6 号中“公益勤務要員”を“社会服務要員”とする。

⑩から<19>まで省略

付 則<第 25050 号、2013.12.30>(行政規制基本法改正による規制見直し期限設定のための住宅法施行令等一部改正令)

この令は、2014 年 1 月 1 日から施行する。<ただし書き省略>

付 則<第 25067 号、2014.1.7>(デザイン保護法施行令)

第 1 条(施行日) この令は、2014 年 7 月 1 日から施行する。<ただし書き省略>

第 2 条から第 4 条まで省略

第 5 条(他の法令の改正) ① 省略

②発明振興法施行令の一部を次のように改正する。

第 6 条の 3 第 4 項第 1 号中“「デザイン保護法」第 25 条の 4”を“「デザイン保護法」第 61 条”とし、同項第 2 号中“「デザイン保護法」第 31 条”を“「デザイン保護法」第 79 条”とする。

③ 省略

第 6 条 省略

付 則<第 25120 号、2014.1.28>

第 1 条(施行日) この令は、2014 年 1 月 31 日から施行する。

第 2 条(保護専門機関に関する経過措置) この令施行当時従前の第 27 条第 2 項第 1 号から第 6 号までの規定による専門機関又は団体は、第 28 条第 1 項の改正規定による指定された保護専門機関としてみなす。ただし、2014 年 7 月 30 日までは第 28 条第 2 項の改正規定による保護専門機関の指定基準を備えなければならない。

第 3 条(他の法令の改正) 大統領令第 25067 号デザイン保護法施行令一部改正令の一部を次のように改正する。大統領令第 25067 号デザイン保護法施行令の一部改正令付則第 5 条第 2 項中“第 6 条の 3 第 4 項第 1 号”を“第 6 条の 6 第 4 項第 1 号”とする。

付 則<第 25495 号、2014.7.21>(中堅企業成長促進及び競争力強化に関する特別法施行令)

第 1 条(施行日) この令は、2014 年 7 月 22 日から施行する。

第 2 条(他の法令の改正) ①から⑤まで省略

⑥発明振興法施行令の一部を次のように改正する。

第 6 条の 6 第 2 項第 3 号中“「産業発展法」第 10 条の 2 第 1 項の規定による中堅企業”を“「中堅企業成長促進及び競争力強化に関する特別法」第 2 条第 1 号の規定による中堅企業”とする。

⑦から⑩まで省略

付 則<第 25840 号、2014.12.09>(規制見直し期限設定等の規制整備のための建築法施行令等)

第 1 条(施行日) この令は、2015 年 1 月 1 日から施行する。

第 2 条から第 4 条まで省略

第 5 条(「発明振興法施行令」の改正に関する経過措置)この令施行前の違反行為に対する行政処分は「発明振興法施行令」別表 1、別表 2 および別表 6 から別表 10 までの改正規定にかかわらず、従前の規定に従う。

第 6 条から第 16 条まで省略

付 則<第 26647 号、2015.11.18>

第 1 条(施行日) この令は、2015 年 11 月 19 日から施行する。

第 2 条(被申請人の答弁書提出に関する適用例) 第 22 条第 4 項の改正規定は、この令施行以後、被申請人が調停申請書の写しを受け取る場合から適用する。

付 則<第 27114 号、2016.4.28.>

第 1 条(施行日) この令は、公布した日から施行する。

第 2 条(地域知識財産センターの専門人材に関する経過措置) この令施行前に従前の別表 5 第 2 号の専門人材要件を備えて登録された地域知識財産センターの専門人材は、該当地域知識財産センターに雇用された期間の間は、別表 5 第 2 号の改正規定もかかわらず、専門人材要件に適合するものとみる。

付 則 <第 27230 号、2016.6.21.> (創造経済民官協議会等の設置及び運営に関する規定)

第 1 条(施行日) この令は、2016 年 6 月 23 日から施行する。

第 2 条(他の法令の改正) ① 省略

② 発明振興法施行令の一部を次のように改正する。

第 8 条の 6 中 “「創造経済民官協議会等の設置及び運営に関する規定」第 20 条による創造経済革新センターと”を “「科学技術基本法」第 16 条の 4 第 3 項によって指定された専担機関と”にする。

③ 省略

付 則 <第 27252 号、2016.6.21.> (参戦有功者礼遇及び団体設立に関する法律施行令)

第 1 条(施行日) この令は、2016 年 6 月 23 日から施行する。

第 2 条(他の法令の改正) ①から④まで 省略

⑤ 発明振興法施行令の一部を次のように改正する。

第 9 条の 10 第 8 号中 “「参戦有功者礼遇及び団体設立に関する法律」”を “「参戦有功者礼遇及び団体設立に関する法律」”にする。

⑥から <16>まで 省略

付 則<第 27751 号、2016.12.30> (加盟事業取引の公正化に関する法律施行令)

第1条(施行日) この令は、2017年1月1日から施行する。〈ただし書き省略〉

第2条から第12条まで省略

付 則<第28093号、2017.6.2.>

この令は、2017年6月3日から施行する。ただし、第8条の6及び第8条の7の改正規定は2017年9月22日から施行する。

付 則<第28292号、2017.9.15.>(発明教育の活性化及び支援に関する法律施行令)

第1条(施行日) この令は、2017年9月15日から施行する。

第2条 省略

第3条(他の法令の改正) 発明振興法施行令の一部を次のように改正する。

第5条、第6条、第6条の2、第6条の3を各々削除する。

付 則<第28471号、2017.12.12.>

(規制見直し期限設定等のための加盟事業取引の公正化に関する法律施行令等33ヶの大統領令)

第1条(施行日) この令は、2018年1月1日から施行する。

第2条 省略

付 則<第28909号、2018.5.28.>

この令は、2018年5月29日から施行する。